

## 入札保証金説明書

### 1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積る契約金額の100分の5以上とします。入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

また、入札書の提出までに、入札保証金免除の証明書の提出又は納入済みであることを証する書類を提示しなければなりません。

### 2 入札保証金の還付

入札保証金は、地方自治法第234条第4項に該当する場合を除き、入札終了後に還付します。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当します。

### 3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和6年12月3日（火曜日）午後5時までに提出した場合
- (2) 過去2か年の間に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明した場合。

### 4 現金で納付する場合

納付方法	(1) 第6号様式の債務者登録票に必要事項を記入し、令和6年12月3日（火曜日）までに、沖縄県環境保全課に提出する。 (2) 債務者登録票に基づいて納付書を発行するので、下記納付場所において納付する。 (3) 入札保証金の納付を確認するため、令和6年12月6日（金曜日）午後5時までに、領収書を沖縄県環境保全課に提示すること。
納付場所	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 沖縄県労働金庫 農業協同組合（沖縄県内） 商工組合中央金庫那覇支店 指定されたみずほ銀行
納付期間	令和6年12月6日（金曜日）午後3時まで
還付方法	入札終了後、登録した口座に振り込む（落札者を除く）。

### 5 その他

上記の各種手続に関する受付時間は、特に指定されていない限り、午前9時00分から午後5時00分までとします。